

令和6年度外国人材確保支援事業業務委託にかかる企画提案コンペに関する質問への回答

	該当頁	該当項目	質問	回答
1	参加仕様書 P1	4 委託上限額	事業費には国の交付金を使用しますか。入っている場合は国の基準の会計書類を整える必要があり、積算に関わるためお伺いいたします。	国の交付金や補助金は入っておらず、県費のみです。
2	参加仕様書 P1	5 参加条件 (1) 参加者資格 エについて	職業安定法等の法令に基づき、職業紹介の取扱地域としてベトナム社会主義共和国が既に許可されていることとございますが、こちらはグループ全体で取得していれば問題ないでしょうか。	貴社において、グループ全体で取得されているその許可が、法的に問題なく令和6年度外国人材確保支援事業業務委託を受託のうえ遂行できる場合に限り本事業へのご応募は可能と考えます。ただし、法的に問題なく当事業が実施できる旨、企画提案書の業務実施体制等において書面にてご提示をお願い致します。
3	参加仕様書 P3	6 企画提案コンペの実施方法 (2) 企画提案書等の提出	企画提案書の様式は自由、とありますが、参加仕様書に記載の内容以外には成約条件はないのでしょうか？	参加仕様書以外には、参加仕様書3頁6 企画提案コンペの実施方法 (2) 企画提案書等の提出に記載のあるとおり、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものとなっています。また、参加仕様書6頁9 契約方法に関する事項に記載のあるとおり、別途定める契約書を遵守いただく必要があります。なお、契約書案は別添のとおりです。
4	参加仕様書 P4	※2 見積書	事業費の項目として一般管理費は認められますか。認められる場合上限設定はありますか。	一般管理費は認められており、特に上限額については定めはありません。
5	参加仕様書 P7	10 監督及び検査 11 契約代金の支払い方法及び支払い時期	精算時に提出する会計関係書類の指定はございますか。経費の証憑について提出指定があれば教えてください。	仕様書3頁5 (8) において、参加企業数15社、企業から採用の内定を受けた人材 15名程度を成果指標とし、参加企業数15社までは委託費用の範囲とし、また、企業から採用の内定を受けた人材は、1社1名以上で15名までは委託費用の範囲内としています。また、仕様書3頁7 (2) において、協議により参加企業数や内定者数に応じて必要となる経費の実費相当分を委託費から減額する場合があります。このため、精算時の会計書類に関する様式の指定はありませんが、上記実費相当分について確認できる精算書様式とすることを推奨します。
6	参加仕様書 P8	15 その他 (2) その他特記事項	本事業への最優秀提案者の提案内容はどちらかに公開されるのでしょうか？ その他、全提案業者の提案内容も公開されるのでしょうか？	参加仕様書8頁15 (2) その他特記事項に記載のあるとおり、提出のあった企画提案書等の資料は「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。ただし、開示すると競争上の不利益を与える情報は非開示となります。 (参考：三重県情報公開条例に関するURL) https://www.pref.mie.lg.jp/KOUKAI/33777024454.htm https://www.pref.mie.lg.jp/KOUKAI/33569024293.htm
7	参加仕様書 P8	15 その他 (2) その他特記事項	原則として再委託が認められないことは承知しておりますが、特にベトナムの人材紹介提携先、また旅行業に関わる部分や在留資格の手続き支援等、許可事業に関しては再委託せざるを得ないと考えております。再委託を許可頂ける場合、再委託金額の上限設定があれば教えてください。	再委託金額の上限設定はありませんが、参加仕様書8頁15 (2) その他特記事項に記載のあるとおり、「契約にあたり原則として再委託は認めないが、(貴社が主たる事業を実施する上で) 契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない」としております。なお、上述の三重県の承諾を得た場合については、例えば、在留資格手続きを行政書士に依頼するなど、貴社が外部の専門家を活用せざるを得ない場合などを想定しています。
8	仕様書 P1	5 委託業務の内容 (1) ベトナムでの人材募集、企業の募集、合同面接会、個別面談の実施について	合同面接会は、開催都市としてハノイを想定している。とあるが、こちらはweb会議での対応は可能でしょうか。	仕様書1頁5 (1) において、合同面接会を連続2日間現地で実施することとしています。なお、参加仕様書3頁6 (2) ④に記載のあるとおり、人材と企業とのマッチング、選考等の実施方法として、合同面接会及び個別面談の実施を想定しているが、効果的なマッチング、選考等の方法があれば具体的な仕組みの提案をお願い致します。
9	仕様書 P2	5 委託業務の内容 (2) 日本語の学習プログラム等の実施①全般について	企業から採用の内定を受けた人材を対象に、5か月程度の日本語の学習プログラムを実施することとございますが、こちらは再委託可能でしょうか。	参加仕様書8頁15 (2) その他特記事項に記載のあるとおり、「契約にあたり原則として再委託は認めないが、(貴社が主たる事業を実施する上で) 契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない」としております。なお、上述の三重県の承諾を得た場合については、例えば、在留資格手続きを行政書士に依頼するなど、貴社が外部の専門家を活用せざるを得ない場合などを想定しています。このため、ご質問のいただいた企業から採用の内定を受けた人材を対象に、5か月程度の日本語の学習プログラムを実施することについて、貴社が外部の専門家を活用せざるを得ない場合に再委託は可能と考えます。